

競 技 注 意 事 項

1 本大会は2019年度日本陸上競技連盟規則および本大会要項に従って行う。

2 選手の招集について

- (1) トラック競技の招集場所は、100mスタート後方に設ける。
- (2) 招集開始時刻および招集完了時刻は、全てその競技の開始時刻を基準とし、下記のとおりとする。

種 目	招集開始時刻	招集完了時刻
トラック競技	30分前	15分前
フィールド競技	30分前	15分前
棒高跳のみ	45分前	30分前

(3) 招集方法

- ・点呼は必ず時間を守り、本人が行くこと。
- ・招集完了時刻に遅れた選手は、当該競技種目を棄権したものとみなす。

<トラック競技>

- ・競技者係のところに行き自分のナンバーカード及び腰ゼッケンを見せ、自分の種目・組・レーン・氏名を伝え、出場することを競技者係に伝え確認を受ける。腰ゼッケンは、短パン右腰やや後ろにつける。
- ・点呼が終了しても、勝手に移動せず、競技者係の指示に従う。

<フィールド競技>

- ・競技の進行に注意し、所定の通路より各競技場所に時間までに集合する。
- ・競技場所において、審判員に点呼を受ける。
- ・点呼が終了しても、勝手に移動せず、審判員の指示に従う。

<混成競技>

- ・上記のトラック競技、フィールド競技の要領と同じとする。

3 トラック競技について

- (1) 同種目でも、組によって点呼時間が異なるので注意する。
- (2) 事故防止のため、短距離ではフィニッシュ後も自分のレーン（曲走路）を走る。
- (3) リレーのオーダーは次のように提出する。

各ラウンドの1組目の招集終了時刻の60分前まで

- (4) トラック競技の準決勝・決勝の走路順は本部において抽選決定し、競技者招集所に掲示する。
- (5) トラック競技のプラスアルファが、規定数より多いときは、0.001秒以上の差が認められれば着差ありとし決定する。この結果、まだ同成績がいる場合には本部にて抽選とする。
- (6) 男女800m、男3000mは安全面を考慮して階段スタートで行う。
- (7) 男女800m、1500m決勝は、16名で行う。
- (8) 男子3000m決勝は、タイムレースで行う。（人数によってはグループスタートを行う）
- (9) 競技規則第162条5(C)は、本大会では適用せず、注意を与えるものとする。

4 フィールド競技について

- (1) 走高跳のバーの上げ方は下記の通りとする。
男子 走高跳（練習1m25）1m30（以後5cm上げ）1m55以後3cm上げとする
男子 四種 走高跳（練習1m15）1m20（以後5cm上げ）1m45以後3cm上げとする
女子 走高跳（練習1m10）1m15（以後5cm上げ）1m35以後3cm上げとする
女子 四種 走高跳（練習1m05）1m10（以後5cm上げ）1m30以後3cm上げとする
- (2) 棒高跳のバーの上げ方は次の通りとする。
（練習2m00）2m00 以後10cm上げとする。
※最初の高さを変える場合もある。
- (3) 走幅跳と砲丸投については予選通過ラインは、下記のとおりとする。
男子 走幅跳 4m80 砲丸投 7m00
女子 走幅跳 4m20 砲丸投 7m00
※予選通過者が、12名に満たない場合は、規則第180条15に従って追加補充する。

5 その他

- (1) 学校対抗とする（得点は1位 8点、2位 7点…… 8位 1点）。男女別3位まで、総合6位まで表彰する。
- (2) 8位までの入賞者には賞状を授与し、3位までの入賞者にはメダルを授与する。（3位までは表彰を行う。4位以下は本部にとりにくる。）
- (3) 表彰は決勝終了後ただちに行うので、3位までに入賞した選手はそのまま本部前に集合すること。他の種目と重なって出られないときは代理の者を出すこと。
- (4) 選手以外の者は、絶対、競技場内に立ち入らないこと（特に本部前は通行禁止）。
- (5) 自分のごみは、持ち帰ること。
- (6) 競技者としてまた中学生として恥ずかしくない行動をとること。
- (7) 引率教員には競技役員をお願いします。役員ができない場合は選手の参加を認めない場合もあります。
- (8) 1500mで周回遅れになった競技者には、競技を中止させることもある。3000mでは、先頭の走者が2600mを通過する前に周回遅れになった選手には、競技を中止させることもある。ただしプラスアルファに支障を来す場合は、この限りではない。
- (9) 400mおよび200mにおいては、A決勝・B決勝の2つの決勝を行う。（Bから準決勝のタイムの遅い順に番編を行う。順位の設定はA・B決勝タイムレースとする。）
- (10) 本大会のスタートについては、第162条5を適用せず、不適切行為を注意にとどめる。但し、不適切行為が繰り返されるなど、悪質なものは第125条5および第145条2を適用し、失格とする。
- (11) 盗撮行為防止のため、競技者の迷惑のかかる恐れのあるすべての方向からの撮影・行動を禁止します。（例えば、トラック種目スタート時の前方・後方からの撮影や走幅跳砂場正面からの撮影など）。また、競技場内で撮影した全ての写真・動画は確認させていただく場合がございます。